

開 会 令和6年11月22日（金）午後1時30分
閉 会 令和6年11月22日（金）午後3時20分

令和6年度第3回金ケ崎町子ども・子育て会議 会議録

金ケ崎町子育て支援課

令和6年度第3回金ケ崎町子ども・子育て会議会議録

令和6年11月22日(金)午後1時30分金ケ崎町役場4階大会議室において、金ケ崎町子ども・子育て会議を開催した。

1. 出席委員

会 長	吉田 泰治	副会長	渡辺 理恵
委 員	菊地 春香	委 員	小南 麻衣
委 員	渡邊つる代	委 員	高橋 修
委 員	小野寺謙一	委 員	千葉 勝
委 員	鹿島 麻衣	委 員	扇 良明
委 員	榊 文仁		

2. 欠席委員

委 員	高橋 邦博	委 員	高橋 新悦
委 員	千枝 徳三	委 員	田村 一成

3. 町出席者

町長 高橋寛寿

【関係課】 教育委員会事務局 教育次長 千葉重徳、次長補佐 渡邊久美子、
係長 折笠可奈子、主査 市橋美花

【事務局】 子育て支援課 課長 稲葉郁子、課長補佐 浅利英克、
副主幹 菊地淑子、主事 及川真人、
子育て支援相談員 石川陽

【同席者】 ケイカクラブ株式会社 中川礼子

4. 傍聴人 2人(報道機関2人)

5. 会 議

〔1. 開会〕

稲葉課長 令和6年度第3回子ども・子育て会議を始めさせていただきます。本日の司会を務めます子育て支援課の稲葉です。

本日は、高橋邦博委員、高橋新悦委員、千枝徳三委員、田村一成委員より欠席の報告をいただいております。

本会議は、金ヶ崎町子ども子育て会議条例第6条第2項により委員の半数が出席しております。定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、吉田会長よりご挨拶をいただきます。

〔2. 挨拶〕

吉田会長 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ごさいます。

金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画を策定することを主な目的として議論を重ねてきた本会議も本日と2月末の残すところ2回となりました。ここで折り返し地点となり、私たちが意見を述べるのは終了となります。アンケートから始まり、委員の皆様の各立場からこれまで意見を頂戴しまして、子育ての視点として、私も大変勉強させていただきました。視点を広げる形で協議できたわけですが、今回、次回は策定に向けより収束的な話をしていかなければと思っておりますので、その流れを作っていけるようなご意見をいただきますよう、よろしく申し上げます。

稲葉課長 ありがとうございます。続きまして、金ヶ崎町長、高橋寛寿より皆様にご挨拶を申し上げます。

町長 本日も大変お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。会議も佳境に入ってきたという状況かと思えます。そのような中、当町の今年度の子どもの出生の見込みというのが出ておまして、上半期で生まれたのが24名となっております。今までも減ってきてはいましたが、年度では90人前後で推移していま

したところ、今年度は60人程度になるのではないかと見込んでおります。原因というのは捉えておりませんが、これから情報を集めて、従来の人数になっていくのか推移をみていきたいという状況です。そのような中で、生まれてきた子どもをどう健やかに育てるかというのは、ますます重要な話になっていくのではと思っております。

私が思い悩んでおりましたら、ある冊子を届けてもらいました。それを開きましたら「子どもを見守るということ」というエッセイのような文章が目に入りました。読ませていただきます。「ある日の事、近くの公園で若い夫婦が、やっと自分の足で歩けるようになった幼児を裸足にして芝生の上で遊ばせているのを目にします。裸足で立ったその子は、歩き出そうと一歩踏み出すと勢いよく転んでしまいました。思わず立ち上がって起こしに行こうとするお父さんをお母さんは手で制しました。夫婦は助け起こすことなく揃って見守っています。その子はひとりで起き上がるとまた歩き出しては転びます。しかし、数分もするとよろよろと数歩進んだ後に、歩けたよと言わんばかりの得意げな笑顔を両親に見せました。昨今の若い夫婦は、当たり前のように子どもを見守ることができるのだと密かに感銘を受けました。」途中を省略します。

「子どもを育てるといって、将来こういう人になってほしいという我が子のあるべき姿を思い描き、それに向かって育てるものと思われがちです。成績優秀で利発な子、スポーツ万能で活発な子、物おじせずに自己主張できる子、こうした子に育てるといって目的を達成するためには子どもをどう教育すればいいのか、それを考え実行するのが親の役割、つまり子育ての主体とは親であると当然のように思いこんでしまいがちです。子育ての主体とは、あくまでも成長しようとする子どもである、そしてその成長を助けることこそが親の役割であり、それが子育てだと考えます」という子育ての1つの考え方です。これが全てではないとは考えますが、ともすればここに書いてあるような将来を私たちが決定づけよう

とする気持ちというのはなかなか捨てきれません。それはそれで必要なことかもしれませんが、子どもたちが何を考え、何を思うかということも併せて考えながら、当町の子ども・子育て支援事業計画について、ぜひいろいろなご意見をいただきながら、方向性を決めていきたいと思っております。本当にご忌憚のない意見をいただければと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

稲葉課長 それでは、3. 協議に入りますが、本日町長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

(町長退席)

それでは、3. 協議に入ります。

ここからの進行につきましては吉田会長にお願いいたします。

〔3. 協議〕

吉田会長 本日の会議は、協議が2件あります。それでは、協議に入ります。

「(1) 特定教育・保育施設の利用定員の変更について ①金ヶ崎保育園 ②たんぼぼ保育園」について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (特定教育・保育施設の利用定員の変更についての説明)

吉田会長 ただ今の件について、ご意見やご質問等はございませんか。

高橋(修)委員 事業所からの変更理由の明記はないものの、子どもたちが減ってきているというのは明確で、定員を減らしたいということについて理解します。定員については、大は小を兼ねるということで、そのままだも良いのではないかという見方もありますが、子どもの人数の問題なのか、定員を下げたおかないと配置基準で問題があるのか、変更理由についてもう少し説明をお願いします。

吉田会長 事務局お願いいたします。

教育次長 職員確保に非常に難しさを抱えており、現在の職員数では定員を受け入れられないというのが現状で、10名減らして対応したいというのが愛護会からのお話でした。

高橋(修)委員 変更理由を記載してもらえればなお良いと思います。

実際は、子どもの数は減っていて定員を超えないのであればそ

のままでいいのではないかとも思われますが、職員体制のほうが今回の大きな変更理由ということによいですか。

教育次長 はい。

高橋（修）委員 町内全体の保育園等の受入れについては先ほど説明があったとおりですが、きょうだい児利用ということで、上の子は入れたが下の子は入れなかったという懸念は生じないですか。

教育次長 入園は教育委員会で調整していて、年度当初であれば十分対応できる可能性があります。年度の後半になると難しいということも発生するので、早めの相談をお願いしたいと思います。

高橋（修）委員 町内全体の総数は合っているが、希望するところに入れなことが出ないかと思ったところです。職員の配置基準は、実際の利用者数ではなく定員がベースということになりますか。

教育次長 施設の大きさなどで職員の配置基準はおのずと決まってきましたし、他に職員数と園児数が基準となっています。

高橋（修）委員 それは実際の利用者数ではなく、定員が職員配置の算定基準のベースですか。

教育次長 施設の大きさによって受け入れられる人数は決まっていますが、園児数によって職員の配置数が決められています。0歳児であれば3人につき1人、4・5歳児であれば25人につき1人という基準があります。

高橋（修）委員 定員が高くなっていると、その分利用可能となってしまうので、限界値を想定していなければならないということになって、定員を下げてその中で考えればいいことになりますか。

教育次長 そのとおりです。

吉田会長 その他にご意見はありませんか。

扇委員 子どもは減っていきますが、情勢的に1年で出ていく人がいて、割合的に増えるといったことも考えられますが、その分を考えても受け入れできる体制での提案人数と考えてよろしいですか。

教育次長 おっしゃるとおりで、ある程度利用する場合、今85以下くらいですが、これが増えても受け入れられると想定しています。定員は

例えば 120 と示してあっても、園のほうで受け入れる体制が整えば若干多く受入れも可能となっていますし、現在のところ定員と実際利用する人数に若干余裕があるので、おそらく大丈夫なのではないかと思っています。

吉田会長 その他、何かありませんでしょうか。この後、採決となりますので、反対するようなご意見があればお願いします。

高橋（修）委員 今、保育園で誰でも保育と言われていますが、今後の方向性を考えたときに、本来十分な数と考えて良いですか。

教育次長 誰でも通園制度については、この定員には含まれないので、別に対応を検討していくということになります。

吉田会長 その他ございませんか。

私からですが、各園の先生方の処遇改善という面でも、いい方向に働くものでしょうか。

教育次長 給料的側面には直接の影響はないかと思われませんが、子どもの人数が若干減ることで職員にゆとりができたり休みが取りやすくなったりなど、そういう意味での処遇改善につながるのではないかと思います。

吉田会長 大変な仕事をさせていただいていると思うので、ぜひそういった面でサポートできればと思います。

他、いかがでしょうか。

小野寺委員 成長の過程で解決する場合がありますが、発達に関して治療中であつたり、疑いがあつたりする子どもがいる場合、定員で職員体制をつくる際に支援相談員は含まれないことで良いですか。不特定の子どもの対応は別枠で随時対応する仕組みがあるのですか。それがないと、職員の処遇改善や子どものためにもならないのではないかと思います。

教育次長 今回示した人数は定員で、子どもの数ということになります。その中に支援が必要な子どもがいる場合は、定員とは別の職員の人数となります。ただ、支援員を配置できればいいのですが、苦しい状況にあると思っています。

小野寺委員　それは園の体力に応じて実施するという考え方で、相談を受けて教育委員会から人が派遣されるなどのサポート体制はないものですか。専門施設からの相談員の派遣を継続する体制なのか伺いたいです。

教育次長　教育委員会からそういった状況への支援員の配置はございません。教育委員会の職員が、発達障がい傾向のある子どもたちを支援する就学支援委員会に子どもの様子の情報をあげたり、定期的に年に数回見に行ったりということはあります。ただ、日々の保育に対して支援することは教育委員会として行っておりません。

吉田会長　その他ありませんか。それでは採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声)

金ヶ崎町子ども・子育て会議条例第6条第3項の規定により、本会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるということでございます。本日は6名賛成で可決になります。それでは本件について案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

吉田会長　全員賛成ということになりましたので、「特定教育・保育施設の利用定員の変更について」は承認されることに決定いたします。ありがとうございました。

次に進めさせていただきます。「(2)第3期金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画(素案)」について事務局、説明をお願いします。

事務局(浅利補佐)　(第3期金ヶ崎町子ども・子育て支援事業計画(素案)の説明)

吉田会長　それでは、事務局の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

小南委員　金ヶ崎町の産後ケア事業は、助産師が訪問を1回していると思いますが、奥州市や一関市、花巻市などは他にもあるようで、奥州市であればプラザインホテルを上限はあるものの何回かまでは無料で利用でき、朝から夕方まで赤ちゃんを預けて休めるなど、本当

にケアされているという事業があります。金ケ崎町は施設がないので難しいかもしれないですが、それに代わるような近隣市町村の良い部分を取り入れてケア事業に組み込んでいただけると良いなと思いました。

事務局（菊地副主幹） 現在、産後ケアは1歳未満の家庭を対象に上限が7回までとなっています。訪問制度では希望される方にタイムリーにまずは訪問しています。ご意見があったように近隣市町村ではホテルに宿泊などデイサービス的なサービスがあるのは承知していますが、施設がないので難しい状況です。それに代わるものという状況でタイムリーに対応するアウトリーチ訪問型で対応しております。去年10月から1歳半検診でお母さん方の声をアンケートで聞いたものをまとめていまして、どのような産後ケアが求められているのか、どのくらい対応できるかを検討しているところです。ご意見ありがとうございます。

吉田会長 その他ありませんか。

榊委員 保育士等の人材確保で、人材が不足しているため処遇改善のため令和3年度から補助を実施していると書いてありますが、それでもやはり人材が足りないという状況で、その早急な対策がそのまま継続で良いものかと思っています。保育園の定員が少なくなるのは職員が足りないからということですし、0歳児3人に対し職員が1人で対応することは実際には難しい面もあり、基準以上に職員が必要になると思います。そのような状況で、こういった対策なのか、継続で良いのか疑問に思います。

教育次長 現在のところは新しい対策は考えておりませんでしたので、ご意見として頂戴します。

扇委員 職員の不足に対しての具体的な対策を盛り込んだ方がいいのではないかと思います。

基本目標4の第2期計画の課題で「子どもが通年で遊べる場が求められている」とあり、これに対して継続して公園の点検を実施するとのことでしたが、以前の会議でも大きな遊べる場所が欲

しいという意見もありましたので、第3期計画では取り組めないかと感じました。

教育次長 保育士の不足に関して、現在、保育士免許を持っている方に働きやすくするための方策として補助金等がありますが、補助枠も余っていて、免許を持っている方が根本的に少ない状況です。そういう資格を持つ方を増やす取り組みは、私どもでまだ目を向けていませんでしたので、行政として限られたものになるかもしれませんが、模索していきたいと思います。

事務局（浅利補佐） 公園について、前回お話がありましたので関係課と協議しました。予算が伴いますので、まずは安全に遊ぶことを重点的に取り組むことと、必要とされている方へ公園のある場所の情報を引き続き提供していきたいということでした。予算の関係上、難しいところですが、また関係課協議がありますので、協議していきたいと思います。

吉田会長 他にございませんか。

千葉委員 基本理念で「家族すこやか地域が育むまち」とうたっていますが、いろいろな支え合う人がいるのが地域だと思います。この地域の支援というのが、地域の人たちが子どもとどう関わっていくのかが見えづらいと思いました。特に子どものいない町民の関わり方まで踏み込んで示すと、町民全員が子どもたちのお手伝いができる事業があると分かると思います。地域というのは簡単ですが、町民が子どもと関わる視点でもっと踏み込んで掲載すると、町民にも子どもに関心を持ってもらいやすい計画になると思いました。

事務局（浅利補佐） 地域に関しては、自治会や生活圏等での活動は人が減ってきていることや生活が多様化しているということもあり、地域社会に関してはこの計画の中では町全体での社会と考えていきたいと思っています。情報を伝える上でいろいろな媒体が出てきているので、関り方が様々になっています。

重点プロジェクトでは、「Ⅲ.支え合う」の地域資源として、行政や子育て支援センター、保育所などの施設、ファミサポなどの預

かり事業、サークル活動などと記載しております。新たな活動としては子どもの居場所づくりという取組が全国的に始まっていて、1カ所に集まるというよりは、町内にはいろいろな居場所づくりをしている団体がありますので、そういった方々と協力しながら子どもが放課後等に1人であることがないように見守りや安全確認も兼ねて、子どもが気軽に立ち寄れる場所づくりを取り組んで行ければと思っています。近隣市町村でも子ども食堂等を実施していて、世代間交流にもなっていますので、今後具体的に進めていけるように計画の中で示していきたいと思っています。

また、運営する社会福祉協議会で放課後児童支援員を募集してもなかなか集まらない実情があります。そういった面からも地域の方に子どもたちと関わってもらえたらありがたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

吉田会長
渡辺委員

他にございませんか。

重点プロジェクトの「とどけ！子育て情報プロジェクト!!」として、今年度に町の公式ラインで子育て支援センターの1ヶ月の予定表や各イベントのチラシを載せてもらったことで、新規での支援センターの利用者がいます。また、支援センター独自でも、ブログで発信していますが、ブログを見てお弁当を持って3人の子どもを連れてきたお母さんもいました。いろいろな情報発信をこれからも活用して支援センターのことを伝えたいと思っています。それと乳児健診のサポートに参加して、わらべ歌を歌うことがあり、その際に来ていた方もその後支援センターの利用につながったということもあるので、情報発信だけでなく、人と人とのつながりで支援センターの利用につなげていきたいと思っています。

事務局（菊地副主幹） 気になる親子が増えているので、みんなで一緒に遊びをしてもらって、それが支援センターの紹介も兼ねることができ、利用につながったことは、つながりの持てるいい健診になったと感謝しているところです。継続していければと思っています。よろしくをお願いします。

小野寺委員 第2期計画と第3期計画案の比較表が分かりやすく、2期計画の評価を受けて第3期計画案を作成したのが理解できました。

資料（第3期金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（案）について）3ページに「交流の場」と書いてありますが、「子どもの居場所づくり・交流の場」といった意味合いで捉えればよいのか気になりました。

課題の「外国人の子育て家庭と国際交流協会との接点がない」は、家族ぐるみなのかが分かりかねました。外国人の場合、言葉の壁や生活習慣の壁、宗教の壁、地域の役割を担えない壁というのがたくさんあると思います。そういった解釈と捉えると主体は受け入れ企業の取り組み状況も含めて情報があればもっと違った見方ができるかと思いました。第3期計画に入れるにはまた別な視点から見たほうがいいのではないかという思いです。

また、「子ども食堂の利用が広まらない」という記載は、「子ども同士の居場所、交流の場としての子ども食堂の利用が広まらない」など、主語があればお互いに取り組み、具体策も出てきます。そういった具体的な表記が必要ではないかと思いました。

事務局（浅利補佐） 主語をつけることを検討していきたいと思います。

子ども食堂について、社会福祉協議会の事業は、たくさん子どもたちが参加しています。ただし、「子育て情報ガイド」の32ページにわらすば子ども食堂が載っていますが、子どもの参加が少ないと話がありました。新聞等でも紹介しましたが、新たにできた場所のためか、行く子どもが少ないということで、活動が広まればと思います。子ども食堂は、最初は貧困の意味合いでしたが、今は子ども居場所という観点ですので、子ども食堂だけでなく、学習支援など居場所づくりに広がるように、第3期計画では子どもの居場所として項目として挙げたところです。

吉田会長 他にありませんか。

高橋（修）委員 子ども・子育て支援事業計画の中で子どもの定義についてです。
金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画でははっきりと年齢の定義

がありません。金ケ崎町子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援法」を受けて開催していますので、18歳までということ念頭とした計画なのかを一つ確認したいと思います。低学年までの子どもの計画になっているので、年齢が上の子どもの対策が足りないと感じます。子どもというと、年齢が低いほうに注力しがちなのはやむを得ないと思いますが、昨今、闇バイトやSNSの発達など、18歳までの子どもたちについても、いろいろな課題が出てきていますので、年齢が上の子どもに関する内容が計画の中で少ないのではないかと思います。

関連して聞きますが、「第3期金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画（案）について」の3ページに「ワンストップの相談対応」で課題に対して、新規で「こども家庭センターの設置」とありますが、「こども」の表記を全て平仮名にしているのは何か意味があるのですか。表記が混在していたので気になりました。

それから、同じ3ページの中で、「子ども食堂の利用が広まらない」というところで、来ている子どもが少ないと捉えられかねないですが、社会福祉協議会では100人とか150人来ています。そうなると広まっていないわけではないが、他では来ていないということになると思います。社会福祉協議会だけでなく、各地でこういう動きが広がれば良いことも確かです。子ども食堂はボランティア的なもので本当は100人規模でやるようなものではなく、だいたい20~30人程度が目安だと思います。三ヶ尻地区や北部地区でもこういうのがあると良いと思っています。地域の人たちが関わってやってあげるのが良いと思いますが、そういうのがむしろ広まっていないということで、実施運営主体が各地にあれば良いということだと思います。こちらの記載をする場合は意味が通るようにしてもらえたらと思います。

次に、同じ資料4ページの基本目標6で、ヤングケアラーの把握が難しいということです。ヤングケアラーの調査で統計が出ていますが、さらに突っ込んで実態把握することが難しいという問題

かと思えます。ヤングケアラーは学業に影響が大きいと言われるので、実態把握しなければいけないと思えます。学校に通いながら自分の親などを介護すること、面倒を見ることは大変です。対策を練るために、しっかりと把握をすることではないかと思いました。

その下に「医療的ケア児の支援体制を図るため、令和3年度から小学校へ看護師の配置」の記載や「障がい児の教育・保育を行うため、教育・保育施設及び小中学校へ保育補助員・特別支援員の配置」とありますが、例えば障がいと言ってもいろいろあります。身体の障がいもあれば、発達障がいもあります。発達障がいも、ここでの障がいに位置付けていますか。発達障がいの事業には小学生から高校生まで利用できる放課後等デイサービス事業所も町内には2～3か所あります。そういう子どもたちは専門の資格がある方が対応しています。学童保育所でも同じ状況です。そういったこともこの計画に位置付けるのか、障がい福祉の計画で位置づけるのか、確認したいと思えます。

吉田会長 それでは事務局お願いします。

事務局（浅利補佐） 子どもの年齢の定義について、全部平仮名での「こども」は「こども基本法」によりますが、年齢というのははっきりなく、30～40歳まで、自立するまでが「こども」となります。今回の子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援法に基づいて策定しますので、「こ」が漢字の「子ども」については、委員がおっしゃるとおり18歳、障がいのある方については20歳までが年齢の定義として計画を定めています。ちなみに、若者計画が加わると全体で「こども基本法」による「こども計画」となります。

闇バイトの関係につきましては、インターネット上でのさまざまな問題・犯罪等があるということから、基本目標3で家庭教育講演会等の他に有害環境対策等の情報提供などを事業として進めていくこととなります。18歳以下のことに関しまして、もし犯罪等に関わってしまった場合は親の責任となりますので、親のほうで対処していくこととなります。保護者を含めて、必要な情報等

を共有していきたいと思います。

全体的に乳幼児や小学生までの取組が多いとありましたが、6ページをご覧ください。この計画に関しては国で定めていまして、「量の見込みの対象事業」の「教育・保育施設及び地域型保育事業」のところで、その施設等に通う子どもたちに関して計画を定めていきます。加えて、「地域子ども・子育て支援事業」ということで様々な事業があります。委員がおっしゃるとおり、小学生までの子どもが多いですが、5番目の「養育支援訪問事業」や、対象年齢が「－」と表記した事業は、それ以外の年齢も含んでいます。

「こども家庭センター」の表記について、国で進めている事業で、全て平仮名で表記していますので、それに準じて今のところ平仮名で表記しています。ただし、今のご意見については検討していきたいと思います。

ヤングケアラーについては、委員がおっしゃったとおり、実情の把握は検討していきたいと思っています。ただ、調査で数字は出ましたが、その数字がどの子どもなのかというのは把握できかねるところがあります。以前、小野寺委員や渡邊つる代委員からも、若い世代の家庭には昼間に行ってもいないので、どの子どもがヤングケアラーなのかと把握しにくいというお話がありました。吉田会長からは、学校等の出欠の理由で把握できるところがあれば対応を検討していきたいというお話がありました。第3期計画の中で示しました居場所づくり事業を通じて、来た子どもたちがどこか普段と変わっているところがないか、他の子どもたちと様子がおかしいなというところがないかということで早期発見につなげて、実態把握ができればと考えております。

教育次長

発達障がい児について、小中学校では就学支援委員会を組織していまして、その子どもの状況に応じて知的、自閉症、情緒、肢体不自由とあります。少人数の中の学校の特別支援学級で教育できるのか、傾向がある程度軽いので学級の中でよいか、少し重いので県立の特別支援学校に在籍したほうがいいのかと把握しながら進

めております。障がい児についてはさまざま可能な範囲で対応しております。

吉田会長 高橋（修）委員、いかがでしょうか。

高橋（修）委員 わかりました。ヤングケアラーの問題で、学校を通じて調査したのではないかとと思いますが、その段階で誰かというのは分かっていないのですか。抽象的なアンケートだったのですか。

吉田会長 家でお手伝いが大変なのか、親の世話が大変なのか、見えにくい項目だったので、お手伝いを一生懸命やっている子どもも答えてしまっています。それがヤングケアラーなのかどうかということにははっきりしません。学校としては欠席状況を見たり、家庭学習の滞り状況を見たり、あとは子どもたちの困りごとを聞く生活上のアンケートや、生活のリズムを聞くアンケートもあります。その中でいくつかの状況証拠で分かってくることもあるかと思いますが、一生懸命お手伝いしている子ども自身も、保護者の心の病等を支えていることの区別がないので、そうした意味でもう少し突っ込まなければならないなということを感じています。

高橋（修）委員 わかりました。ということは全国でも発表されていましたが、これ以外の調査が他にないとすれば、結構あいまいなものということですか。お手伝いを頑張っている子も含まれるのだとすれば、国の発表自体がやや異なっても致し方ない、それ以外の調査がされていますか。

吉田会長 実際、国の調査がどのように行っているか私自身もわかりませんが、非常に複雑、不明瞭な問題ではあるという気はします。

高橋（修）委員 いずれゼロではないと思いますので、こういう課題はこれから出てくるという気はしています。どうにかたちでそういう人たちを支援していくか、ただ把握が難しいと止めないで、支援する方策があると思うので、そのための実態把握が必要だと思います。

放課後デイは、保健福祉センターの障がい福祉事業ということで、この計画で考えられているものではないということですね。

事務局（浅利補佐） 放課後デイについては、素案の78ページのNo.69に児童デ

イサービスについて載っており、継続で取り組むことになっています。発達障がいに関連して、50 ページに「発達障がいについての啓発が必要です」と課題が挙がっており、78 ページのNo.68 の「家族支援」で障がいに関する勉強会を行っていますので、その中で取り組んでいければと担当課と話しています。

高橋（修）委員　そうすると、計画の中に入っていますね。わかりました。

吉田会長　会議の終了予定時刻を15分以上オーバーしておりますので、その他、異議のある方はいますか。

鹿島委員　異議というわけではないのですが、子どもの居場所づくりについて、私であれば登録するのも少し考えてしまいます。自然にポイントと行けるような、確認がないといいなと思いました。以前、私が住んでいたところで学校の横にある、登録制で利用しても利用しなくてもいい「子ども文化センター」という児童館的なところで、職員が1～2人います。そこに0歳から18歳までの子どもが自由に来て遊びます。公園や赤ちゃんだけの部屋もありますが、0歳から18歳まで利用できる子育て支援センターのような施設で、そういうのもあるといいなと思いました。市町村によって人数が違うので、絶対これがいいというわけではないのですが、今後の計画を立ててもらえたらいいなと思いました。

事務局（浅利補佐）　子どもの居場所づくりに関して、委員がおっしゃったとおり気軽に立ち寄れる場所ということで、いろいろな居場所がありますので、一体的に子どもたちに知らせるような周知だったり、利用の支援だったりなど、どうにかたちでの支援かは今後検討していくところですが、子どもが自由に行き来できる場所というのが今求められていると思っていました。それを通じて支援が必要な子どもを早期発見できればと考えているところでしたので、今のご意見も踏まえた上で検討していきたいと思っています。

吉田会長　他にありませんか。それでは明確な異議という意見ではありませんでしたが、大変活発に意見をいただきましたので採決させていただきます。先ほど申しましたとおりに則って挙手で決を採り

たいと思います。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手)

吉田会長 全員賛成ということでこの素案については承認されることで決定としたします。

以上で協議を終わらせていただきます。私の役目は終わります。

〔4. その他〕

稲葉課長 吉田会長、ありがとうございました。

次に、4. その他に入ります。皆様からございませんか。

では、事務局より連絡があります。

事務局 (「いわてこどもプラン(2025～2029)」(素案)に係るパブリックコメントの実施について、今後の会議の予定(2月)について、子育て情報ガイドの活用について説明)

〔5. 閉会〕

稲葉課長 それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。大変ありがとうございました。